

フォークリフト運転技能講習
(厚生労働大臣指定講座)
指定番号 100991520014
(一般教育訓練)

教育訓練給付 制度の手引き

令和 6 年度版

一般社団法人 伊勢崎労働基準協会

教育訓練給付制度とは・・・

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であつた方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額(上限あり)をハローワーク(公共職業安定所)から支給します。

具体的には、当協会が実施している「フォークリフト運転技能講習(31時間コース)」が厚生労働大臣指定の一般教育訓練給付指定講座(指定番号 100991520014)となっております(平成27年10月から)。

よって、要件を満たす者が、当協会のフォークリフト運転技能講習を受講し修了した場合、お支払いいただいた受講料(消費税込、テキスト代含む)の20%に相当する額が教育訓練給付金としてハローワークから支給されます。

受講料(テキスト代含む)	教育訓練給付金 (講習料の20%)	差引負担額
39,050円	7,810円	31,240円

- この制度は、雇用保険の被保険者個人を対象とするもので、受講者を雇用する会社に対して支払われるものではありません。また、会社が受講料を負担するような場合には、会社負担部分は対象となりません。
- 当該給付金の申請手続きは、受講者本人がハローワーク(公共職業安定所)に対して行うこととなります。

支給対象者

受講開始日において次の①または②のいずれかに該当し、講習を受講し、修了した方。

- ①在職者：雇用保険の被保険者として雇用されていた期間が3年以上あること。
- ②離職者：離職日の翌日から受講開始日までが1年以内であり、かつ雇用保険の被保険者として雇用されていた期間が3年以上あること。
- ③上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付を受けようとする方については、雇用保険の被保険者として雇用されていた期間が1年以上あれば対象になります。
また、過去に教育訓練給付を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者期間は通算されません。
詳しくは、最寄りのハローワークへお尋ね下さい。

■支給要件の照会

教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始(予定)日現在において、教育訓練給付金の受給資格があるかどうかをハローワークにて照会することができます。

受講開始(予定)日現在で、ご自身での支給要件が不明確な方やご自身で判断が難しい方は、この照会によって予め確認してから受講することをお勧めします。

注意！！

教育訓練給付制度のご利用を希望される方は、必ず、受講申込の際、申込書の「教育訓練給付制度を利用する。」にレ点を付けて下さい。

記入の無い場合は、ご利用なさらないものと判断させていただきます。

支給申請方法について

■講習修了時

フォークリフト運転技能講習を修了された方には、「フォークリフト運転技能講習修了証」(資格証)を交付しますが、教育訓練給付制度ご利用希望者の方には、

- ①「教育訓練給付金支給申請書」
- ②「教育訓練修了証明書」

を、受講修了日にお渡しいたします。

■領収書

受講前に現金にて講習費を納付して頂いた方にはその際、

- ③領収書

を発行いたしますが、この領収書も支給申請に必要ですので、大切に保管して下さい。領収書の再発行はいたしません。口座振込にて納付頂いた場合には、上記書類

①、②に併せて③領収書を受講修了日にお渡しいたします。

■支給申請手続

教育訓練給付金の支給を受けようとする場合、支給申請手続は講習修了日の翌日から起算して1ヶ月以内です。

支給申請手続は、教育訓練を受講したご本人が、住所を管轄しているハローワークに対して、次の書類を提出し申請します。

- ①「教育訓練給付金支給申請書」
- ②「教育訓練修了証明書」
- ③領収書

当協会が発行する
書類

- ④キャリアコンサルティングの費用の支給を申請する

場合はその領収書・受講記録・実施証明書

- ⑤本人・住所確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のいずれか

- ⑥教育訓練経費等確認書（受講者の住居所を管轄する公共職業安定所において記載することも可）

ご自身でご用意
いただく書類

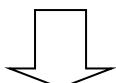
■申請に当たっては、事前にハローワークへ確認して下さい。

支給までのながれ

1 受給資格の確認

ハローワークで「教育訓練支給要件照会票」により、受給資格の確認を行う

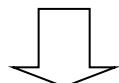
- 支給対象者および支給要件期間については細かく決められています。あらかじめ確認しておくことをお勧めします。



2 受講申込

伊勢崎労働基準協会へ「フォークリフト運転技能講習申込書」を提出

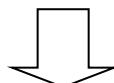
- 所定の用紙により、当協会あてFAX、郵送または持参により受講申込。（申込書に教育訓練利用を明記）
- 受講料は、口座振込か持参。受講料を持参された方には、領収書発行。



3 講習受講

修了した方に、「教育訓練給付金支給申請書」、「教育訓練修了証明書」を送付

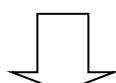
- 講習修了者には、資格証を交付すると共に、「教育訓練給付金支給申請書」、「教育訓練修了証明書」及び領収書（口座振込の場合）を1週間以内に送付。



4 給付金の申請

修了後、1ヶ月以内に、住所地を管轄するハローワークに申請

- 講習修了日の翌日から1ヶ月以内に、ご自身で、住所地を管轄するハローワークへ申請。



5 給付金支給

ハローワークから本人の指定講座に振込